



～令和3年4月1日施行～
建築物省エネ法が
改正されました

- 省エネ基準への適合を建築確認の要件とする特定建築物の規模が、300㎡以上に拡大！
- 300㎡未満の小規模住宅・建築物について、建築士から建築主への省エネ性能に関する説明義務の創設！

※説明に用いる書面を建築士事務所の保存図書に追加予定
(建築士法省令改正予定)



【建築物省エネ法改正の概要】

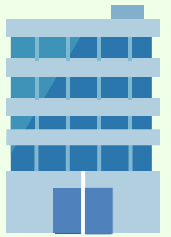
	建築物	住宅
改正 大規模 (2,000㎡以上)	適合義務制度	届出義務制度
中規模 (300㎡以上 2,000㎡未満)	中規模建築物を 適合義務対象に追加	
小規模 (300㎡未満)	建築士から建築主への説明義務制度を創設	

◆ 中規模建築物に対する措置 ◆

省エネ基準への適合義務制度の対象を
300㎡以上の中規模建築物に拡大

※改正前は2,000㎡以上の大規模建築物が対象でした。
※建築確認や完了検査時に省エネ基準への適合が審査・検査されます。

住宅や店舗など
全ての用途が対象！



◆ 小規模建築物に対する措置 ◆

省エネ基準への適否について、
建築士から建築主に説明することを義務化

※省エネ基準に適合しない場合は、省エネ性能確保の措置についても、建築主に説明が必要となります。
※分譲住宅・賃貸住宅の売主・仲介事業者等に対して、購入者・賃借人への説明を義務付けるものではありません。



◆ その他の措置 ◆

地域の自然的条件等の特殊性を踏まえて、
地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入

※現在、山梨県内では導入していません。



◆ 詳しくはホームページをご覧ください！（閲覧無料）◆

・国土交通省「改正建築物省エネ法」

URL: <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>

・国土交通省「改正建築物省エネ法オンライン講座」

URL: <https://shoenehou-online.jp/>



(QRコード)

お問い合わせ先

事務所 担当課	中北建設事務所 建築課	峡東建設事務所 都市計画・建築課 建築住宅担当	峡南建設事務所 都市計画・建築課	富士・東部建設事務所 都市計画・建築課 建築住宅担当	甲府市 建築指導課 審査係
電話番号	055(224)1674	0553(20)2718	055(240)4133	0554(22)7817	055(237)5824
管轄市町村	韮崎市、南アルプス市、 北社市、甲斐市、 中央市、昭和町	山梨市、笛吹市、 甲州市	市川三郷町、早川町、 身延町、南部町、 富士川町	富士吉田市、都留市、 大月市、上野原市、 道志村、西桂町、 忍野村、山中湖村、 鳴沢村、富士河口湖町、 小菅村、丹波山村	甲府市